

8 併給調整について

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）申請を検討している、または、既に申請している場合は、併給調整の対象となりますので、必ず事前にお知らせください。

また、公益財団法人等から本助成金の助成対象と同一の設備投資等の費用に対する助成等を受けている場合も、併給調整の対象となり本助成金は対象外となります。

9 助成金の支給を受けた後も報告書の提出が必要です。

助成金の支給を受けた後も、不交付事由（解雇や賃金引下げ等）の有無の確認をするため、**状況報告（様式第8号）**の提出が必要です。

また、消費税額を助成対象経費に含めて支給を受けている場合は、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る仕入控除税額が確定次第、**仕入れ控除税額報告書（様式第12号）**の提出が必要です。

10 本助成金は、補助金適正化法に基づき実施されます。

本助成金は「補助金等に係る予算の執行の適正化法（適正化法）」に基づき実施されます。

助成金の不正受給が行われた場合には、交付決定の取消・返還命令、事業所名や不正内容の公表、懲役もしくは罰金の刑に処されることがあります。

また助成金により取得した設備等については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的を超えない範囲で、効率的運用を図ることとしてください。

労働局による事前承認を得ずして財産処分（助成金の目的外に転用したり、他人に譲渡、交換、貸し付けしたり、または担保に供し、又は取り壊すこと等）を行った場合は、交付決定取消となり助成額全額及び加算金の返還となる場合があります。

11 実地調査等について

業務改善助成金について、適正な支給を推進する観点から、交付申請書や実績報告書等を提出いただいた事業場に対し**実地調査**を実施しております。対象となった事業主の皆様は実地調査にご協力をいただきますようお願いいたします。

なおご協力いただけない場合、事実確認ができない場合は不交付決定等になる場合があります。

【お問い合わせ先】

愛媛労働局 雇用環境・均等室 助成金コーナー

〒790-8538 松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎 5階

TEL：089-918-0011